

その表示大丈夫!?

図やイラストを使って分かりやすく解決!!

食品表示 お手軽ガイド



平成27年4月1日から食品表示法に基づく新たな食品表示制度がスタートしました。

食品表示は、食品を摂取する際の安全性の確保と一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択に重要な役割を担う大切な情報源です。このパンフレットでは、一般用の生鮮食品と加工食品に必要な表示事項について説明します。

なお、限られたページでの情報提供のため、例外規定等一部省略をしております。実際に表示を作成される際は、「早わかり食品表示ガイド(消費者庁)」等をご確認ください。

* 食品表示法についてのお問い合わせ先 *

管轄地域	衛生・保健事項 (添加物、期限表示、アレルギー、栄養成分表示等)	品質事項 (名称、原材料、原料原産地等)
(県庁)	衛生薬務課 電話:055-223-1476	県民生活安全課 電話:055-223-1638
甲府市	甲府市保健所 衛生薬務課 電話:055-237-2550	中北農務事務所 地域農政課 電話:0551-23-3079
甲斐市、中央市、昭和町 韮崎市、北杜市 南アルプス市	中北保健所 衛生課 電話:0551-23-3071	
山梨市、笛吹市、甲州市	峡東保健所 衛生課 電話:0553-20-2751	
市川三郷町、早川町 身延町、南部町、富士川町	峡南保健所 衛生課 電話:0556-22-8151	峡南農務事務所 地域農政課 電話:055-240-4113
富士吉田市、都留市 大月市、上野原市、道志村 西桂町、忍野村、山中湖村 鳴沢村、富士河口湖町 小菅村、丹波山村	富士・東部保健所 衛生課 電話:0555-24-9033	富士・東部農務事務所 地域農政課 電話:0554-45-7830

食品表示法に関する最新情報は、消費者庁ホームページをご覧ください

消費者庁食品表示ホームページ



やまなし食の安全・安心ポータルサイト



加工食品の表示について

容器包装(袋、ビン等)に入っている全ての加工食品は、食品表示(一括表示及び栄養成分表示)が義務づけられています。一部の食品では、個別に定めがある場合があります。

加工食品の表示

国内で製造されたもの

名称	豆菓子
原材料名	落花生(国産)、米粉、でん粉、植物油、しょうゆ(大豆・小麦を含む)
添加物	調味料(アミノ酸等)、着色料(カラメル、紅麴、カロチノイド)
内容量	100g
賞味期限	2021. 4. 1
保存方法	直射日光を避け、常温で保存してください。
販売者	〇〇株式会社 〇〇県〇〇市〇〇番地
製造所	△△食品株式会社 △△県△△市△△番地

氏名(名称)及び住所(所在地)については、基本的に住民(法人)登記されているものを表示。
屋号のみでの表示は認められません。
※食品関連事業者では例外あり

【名称】

その商品の内容を表す一般的な名称(商品名ではありません)。

【原材料名】

使用した原材料に占める重量の割合の高いものから順に、一般的な名称で表示します。

【原料原産地名】【アレルゲン】

3、4ページ参照

【添加物】

使用した添加物に占める重量の割合の高いものから順に表示します。

原材料名欄に、原材料と明確に区分して表示することも可能です。

原材料名 落花生…調味料(アミノ酸等)…

／(斜線を入れる)

原材料名 落花生…
調味料(アミノ酸等)…

(改行する)

【内容量】

グラムやリットル等の単位を明記して、内容重量・内容体積・個数等を表示します。計量法により質量又は体積での表示が義務づけられている食品(特定商品)には注意してください(乾燥果実等)。

【期限表示】

品質が急速に劣化しやすい食品には「消費期限」、それ以外の食品には「賞味期限」を「年月日」の順に表示します。期限設定は科学的な根拠をもとにしてください。

【保存方法】

開封前の保存方法を、食品の特性に従い「10℃以下で保存」等と表示してください。

【食品関連事業者】

食品関連事業者のうち、表示内容に責任をもつ者の氏名(名称)及び住所を表示してください。

製造業にあたる場合は「製造者」、加工業にあたる場合は「加工者」、輸入業にあたる場合は「輸入者」と表示します。製造業者等との合意等により、これらの者に代わって販売業者が表示することも可能で、その場合は「販売者」と表示します。

【製造者等】

製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名(名称)を表示します。

食品関連事業者と同一の場合は、省略できます。

表示責任者(製造所は別の場所)が製造者の場合

製造者	〇〇株式会社 〇〇県…
製造所	△△県…

表示責任者(製造所も同じ場所)が製造者の場合

製造者	〇〇株式会社 〇〇県…
-----	-------------



加工食品の表示

輸入されたもの

そのまま販売可能な形態で輸入された商品のほか、既に加工された製品を輸入し、国内で小袋に包装し直して販売される商品のことです。



名 称 豆菓子
 原材料名 落花生、…／調味料(アミノ酸等)、…
 内 容 量 100g
 賞味期限 2023. 4. 1
 保存方法 直射日光を避け、常温で保存してください。
 原産国名 ニュージーランド
 輸 入 者 ○○株式会社 ○○県○○市○○番地

【原産国名】
原産国名を表示。

国内で小袋に包装し直した商品は、包装し直した業者を「加工者」として表示。

表示の注意点

日本語で、容器包装の見やすい箇所に正確に表示してください。
 文字の大きさは日本産業規格Z8305(1962)に規定する8ポイント(表示可能面積が概ね150cm²以下のものは5.5ポイント)以上で表示してください。

アレルゲン（アレルギー物質）の表示

食物アレルギーを引き起こすことが明らかにされた原材料は、特定原材料に指定され、それらを含む食品にあっては、その含有量にかかわらず、それを含む旨の表示が義務づけられています。特定原材料に準ずるものの表示は、任意表示になりますが、表示方法は特定原材料と同様です。

表示が義務づけられている物質（特定原材料）

8品目 ●えび ●かに ●くるみ ●小麦 ●そば ●卵 ●乳 ●落花生(ピーナッツ)



表示を推奨する物質（特定原材料に準ずるもの）

20品目 ●アーモンド ●あわび ●いか ●いくら ●オレンジ ●カシューナッツ
 ●キウイフルーツ ●牛肉 ●ごま ●さけ ●さば ●大豆 ●鶏肉
 ●バナナ ●豚肉 ●マカダミアナッツ ●もも ●やまいも ●りんご ●ゼラチン

アレルゲン物質を含む食品の表示例



アレルゲン表示は、個別表示が原則とされ、個別表示により難しい場合や個別表示がなじまない場合などは、一括表示も可能とされています。

【個別表示の表示例】

原材料名	○○(△△、ごま油)、ゴマ、□□、××、醤油(大豆・小麦を含む)、マヨネーズ(大豆・卵・小麦を含む)／調味料(アミノ酸等)、◎◎(大豆由来)
------	--



※原材料の場合「原材料名(○○を含む)」 添加物の場合「添加物物質名(○○由来)」と記載します。
 ※同じアレルゲン名が何度も出てくる場合は、二度目以降は省略されることもあります。

【一括表示の表示例】

原材料名	○○(△△、ごま油)、ゴマ、□□、××、醤油、マヨネーズ／調味料(アミノ酸等)、◎◎、(一部に小麦・卵・ごま・大豆を含む)
------	---

原料原産地名の表示

全ての加工食品（輸入品は除く）で必要な表示です。

対象原材料

- ① 全ての加工食品（次の②～⑦を除く）：重量割合上位第1位の原材料
- ② 農産物漬物：上位4位（300g以下は上位3位）かつ5%以上の原材料
- ③ 野菜冷凍食品：上位3位かつ5%以上の原材料
- ④ かつお削りぶし：かつおのふし
- ⑤ うなぎ加工品：うなぎ
- ⑥ おにぎりののり：のり
- ⑦ 22食品群：主な原材料（原材料に占める重量割合が50%以上の生鮮食品）



- ① 乾燥きのこ類、乾燥野菜及び乾燥果実
- ② 塩蔵したきのこ類、塩蔵野菜及び塩蔵果実
- ③ ゆで、又は蒸したきのこ類、野菜及び豆類並びにあん
- ④ 異種混合したカット野菜、異種混合したカット果実その他野菜、果実及びきのこ類を切断後異種混合したもの
- ⑤ 緑茶及び緑茶飲料
- ⑥ もち
- ⑦ いりさや落花生、いり落花生、あげ落花生及びいり豆類
- ⑧ 黒糖及び黒糖加工品
- ⑨ こんにやく
- ⑩ 調味した食肉
- ⑪ ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵
- ⑫ 表面をあぶった食肉
- ⑬ フライ種として衣をつけた食肉
- ⑭ 合挽肉その他異種混合した食肉
- ⑮ 素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのりその他干した海藻類
- ⑯ 塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類
- ⑰ 調味した魚介類及び海藻類
- ⑱ こんぶ巻
- ⑲ ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類
- ⑳ 表面をあぶった魚介類



原材料の表示方法

②～⑦は一部を除き表示方法は**国別重量順表示**のみ認められています。

●国別重量順表示【原則】

対象原材料が**生鮮食品**の場合

名 称	ソーセージ
原材料名	豚肉（アメリカ産、国産）、豚脂肪、...

使用豚肉が「アメリカ産≧国産」



対象原材料が**加工食品**の場合

名 称	チョコレートケーキ
原材料名	チョコレート（ベルギー製造）、小麦粉、...

使用チョコレートが「ベルギーで製造」された。ベルギー産カカオ豆使用ではない。



●又は表示【国別重量順表示が難しい場合のみ】※一定の条件あり

名 称	ソーセージ
原材料名	豚肉（アメリカ産又は国産）、豚脂肪、...

「アメリカ産」と「国産」以外の豚肉を使用していない。過去実績では、「アメリカ産」の方が「国産」より多く使用していた。

※豚肉の産地は、令和〇年の使用実績順

●大括り表示【国別重量順表示が難しい場合のみ】※一定の条件あり

名 称	ソーセージ
原材料名	豚肉（輸入）、豚脂肪、...

「3カ国以上の外国産」の豚肉を使用。「国産」は含まれていない。

山梨県では「山梨県食の安全・安心推進条例」に基づき、県内で消費者に販売する国産畜産物及び全ての加工食品（輸入品は除く）における原産地名又は原料原産地名表示を、「国産」ではなく「都道府県・市町村名等」にすることにより、充実した情報提供を行うことを、食品事業者に対し努力義務として定めています。

栄養成分表示

原則として全ての一般用加工食品及び一般用添加物に栄養成分表示が義務づけられました。表示が義務となっている栄養成分(たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム(食塩相当量に換算したもの))の量及び熱量については次のとおり表示してください。ナトリウム塩を添加していない食品については、食塩相当量に加えてナトリウム量を表示することができます。

【ナトリウム塩を添加している場合】

栄養成分表示(食品単位当たり)	
熱量	kcal
たんぱく質	g
脂質	g
炭水化物	g
食塩相当量	g



【ナトリウム塩を添加していない場合】

栄養成分表示(食品単位当たり)	
熱量	kcal
たんぱく質	g
脂質	g
炭水化物	g
ナトリウム (食塩相当量)	mg g



栄養成分表示(食品単位当たり)

熱量	kcal
たんぱく質	g
脂質	g
-飽和脂肪酸	g
-n-3系脂肪酸	g
-n-6系脂肪酸	g
コレステロール	mg
炭水化物	g
-糖質	g
-糖類	g
-食物繊維	g
食塩相当量	g
たんぱく質、脂質、飽和脂肪酸	
n-3系脂肪酸、n-6系脂肪酸	
コレステロール、炭水化物	
糖質、糖類、食物繊維及び	
ナトリウム以外の栄養成分	mg



糖質または食物繊維の量のいずれかを表示しようとする場合は、糖質及び食物繊維の量の両方を炭水化物の内訳として表示。

義務表示となっている栄養成分以外で表示しないものについては、この様式中当該成分を省略。

「低脂肪」「減塩」「カルシウムたっぷり!」「カロリー-half」等の栄養強調表示を行う場合は別に定める基準を満たす必要があります。

生鮮食品の表示について

農産物の表示

※加熱・乾燥等の場合(乾しいたげ、タケノコ水煮等)は加工食品

【名称】その内容を表す一般的な名称を表示。

名 称	ぶどう
原 産 地	山梨県産

【原産地】国産品には「都道府県名(市町村名やその他一般に知られている地名でも可)」、輸入品には「原産国名」を表示。



畜産物の表示

※調味・衣をつける等の場合(タレ漬け肉、豚カツ用豚肉等)は加工食品

【パック詰めされていない場合(対面販売等)】

名 称	豚ロース肉
原 産 地	国産(山梨県産)

【名称】その内容を表す一般的な名称を表示。

【原産地】国産品には「国産(主たる飼養地が属する都道府県名等も可)」、輸入品には「原産国名」を表示。

【パック詰めされている場合】

牛バラ肉(焼き肉用)	オーストラリア産
内 容 量	〇〇〇g 個体識別番号 1111111111
消費期限	00.00.00 保存方法 4℃以下
加 工 者	〇〇スーパー株式会社 山梨県〇〇市●●●番地

※国産牛肉の場合は、牛トレーサビリティ法に基づく個体識別番号を表示。

「パック詰めされていない場合」に加え、【内容量】【期限表示】【保存方法】【加工者】について表示。

水産物の表示

※塩蔵、日干し乾燥等の場合(塩蔵わかめ、干物等)は加工食品

【パック詰めされていない場合】

【名称】その内容を表す一般的な名称を表示。

養殖や解凍されたものは【養殖】【解凍】を表示。

名 称	ぶり 解凍 養殖
原 産 地	静岡県産

【原産地】国産品には「漁獲した水域名又は養魚場がある都道府県名」、輸入品には「原産国名」を表示(水域名の併記可)。ただし、水域名表示が困難なものには水揚げ港又はその港がある都道府県名を表示。

【パック詰めされている場合】

メバチマグロ(刺身用)	韓国産(北太平洋)
消費期限	00.00.00 保存方法 4℃以下
内 容 量	〇〇〇g
加 工 者	〇〇スーパー株式会社 山梨県〇〇市●●●番地

「パック詰めされていない場合」に加え、【内容量】【期限表示】【保存方法】【加工者】について記載。生食用の場合は【刺身用】等表示。

玄米及び精米

※容器包装に入れられたものに限る



【単一原料米の表示例】

産地・品種・産年が単一で、根拠の保管がある場合

名 称	精 米		
	産地	品種	産年
原料玄米	単一原料米		
	山梨県 〇〇ヒカリ 〇〇年度		
内 容 量	5kg		
精米時期	令和〇〇年〇〇月上旬		
販 売 者	△△株式会社 山梨県〇〇市●●●番地 TEL:055-00-0000		

【複数原料米の表示例】

産地・品種・産年が異なる2つの原料を5割ずつ混合した場合
※いずれも産地・品種・産年の根拠の保管あり

名 称	精 米			
	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米	複数原料米			
	国内産			10割
	〔 〇〇県 〇〇ヒカリ 〇年度 5割 △△県 △△コマチ △年度 5割 〕			
				種子の購入記録及び生産記録による確認
内 容 量	5kg			
精米時期	令和〇〇年〇〇月上旬			
販 売 者	△△株式会社 山梨県〇〇市●●●番地 TEL:055-00-0000			

- ・「産地・品種・産年」は、それらの根拠を示す資料を保管している場合のみ表示できます。
- ・根拠となる情報の確認方法を表示することもできます。例)農産物検査証明による
- ・「新米」は、原料玄米が生産された年の12月31日までに容器包装された玄米及び精白し容器包装された精米に限り表示できます。